

2020. 4. 8

関係各位

緊急事態宣言が出された後の多機能型事業所ひだまりの対応について

社会福祉法人彩凜会
理事長 星座正俊

日頃より多機能型事業所ひだまりにご支援・ご協力いただき、感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 32 条により緊急事態宣言が昨日出され、埼玉県は特措法第 32 条第 1 項第 2 号に指定されております。

本日の時点で、埼玉県より特措法第 45 条第 2 項に基づく当該施設への使用制限や使用停止に係る要請はなされておらず、法人として利用者の状況やご家族の状況を検討した結果、下記の感染防止対策を講じた上で支援が必要な利用者に対してサービスの提供を継続していきます。

なお、埼玉県からの使用制限・停止の要請、吉川市の感染状況によりサービス提供体制の変更が生じる場合には速やかに皆様にお伝えします。

【感染防止に向けた対応について】

1. 利用者及び保護者より、通所を自粛する旨の申し出があった場合は、そのご意向に沿う形でのサービス提供を行います。基本は休所扱いとし、事業所としてできる限りの支援を行った場合に限り、報酬算定の対象とします。
2. 委託業者等については、物品の受け渡し等は玄関など事業所の限られた場所で行い、出入りした方については来客者名簿に必要事項を記入していただきます。また、事業所内に入られる方については体温を計測した上で、発熱があった場合はお断りさせていただきます。
3. 職員・利用者のマスクの着用、咳エチケットや手洗い、アルコール消毒などの感染症対策を徹底して行います。また声を出す機会や人の集まる機会を減らす取組をします。
4. 職員は出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないこととし、解熱後 24 時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が解消するまでは自宅待機とします。

5. 日中の作業において、食堂や会議スペースなどを活用し、可能な限り同じ時間帯や同じ場所に集まる人数を減らす、定期的な換気を行う、互いに手を伸ばしたら届く範囲以上の距離を保つなど密閉・密集・密接を避けた活動をします。
6. 作業で使用した器具や手すりなどの共有物については、次亜塩素酸水かアルコールを用いた消毒を毎日行います。
7. 送迎時の対応について、3月9日より送迎時の体温計測を実施しておりますが、引き続き継続し、発熱が見られた場合は利用をお断りする扱いとします。
8. 送迎に使用した車両については、送迎終了後に利用者の接触頻度が高い箇所（手すりなど）について消毒を行います。
9. 感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切な対応を行います。

【お問い合わせ先】

- ・ひだまり 就労継続支援B型/生活介護/自立訓練（048-999-6413）
- ・ひだまり 就労移行・就労定着支援（048-940-6241）
- ・ひだまり介護事業部（048-999-6555）